



令和2年4月24日
国土交通省中部地方整備局
丸山ダム管理所

新型コロナウイルス「緊急事態宣言」に基づく 河川の利用について（お願い）

ダム湖周辺の河川空間につきましては、誰もが自由に利用できる空間として、皆様にご利用して頂いていますが、当地域は、新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域とされ、特に、岐阜県については、重点的に感染防止の取り組みを進める必要がある「特定警戒都道府県」に位置づけられました。

つきましては、河川空間の利用において、人と人との接触機会を削減するため、人が密集している時、集中する恐れがある時は、利用を控えて頂くようお願いいたします。

期 間：令和2年5月6日（水）まで〈緊急事態宣言の期間〉

問合せ先：国土交通省 丸山ダム管理所（加茂郡八百津町八百津1276-2）

T E L：0574-43-1108（代表） 管理係